

# 組合慶弔金給付規

## (目的)

第1条 この規程は、組合員の慶弔禍福に際し支給する慶弔見舞金について定める。

## (給付対象及び申請期限)

第2条 給付対象者は、給付事由が発生した日において組合に加入している組合員とする。

- 2 脱退以外の理由で組合員でなくなった日から起算して6月を経た日、又は給付事由が発生した日から起算して2年を経た日のうち早い方を申請終了期限とする。

## (申請者)

第3条 本人もしくは本人以外の本部支部役員・支部評議員（以下、組合役員等）が所定の書式（様式1）で組合事務室に申請する。申請にあたっては組合役員等の署名を要する。

## (給付)

第4条 給付は原則として本人への現金による手渡しとし、受け取りの署名、押印を要する。

- 2 給付金額は別表のとおりとする。ただし、パートタイム職員はその2分の1の額とする。

## (会計)

第5条 この制度は2011年3月末に厚生会から引き継いだ資金で運用する。組合の会計年度とあわせ、年に1度、大会で会計報告を行い承認を得る。

## (規程の改廃)

第6条 この規定の改廃は大会で決定する。ただし、急を要する場合は中央委員会で決定し直後の大会で承認を得る。

## 附則

- 1 2010年4月1日から2011年3月31日まで当時の厚生会の会員であった組合員は、2010年4月1日以降に発生した事由についても請求日において組合員であることを条件に給付の対象とする。
- 2 2011年度に限り、会計年度を2011年4月1日から2012年5月31日までとする。
- 3 この規程は2011年4月1日から施行する。

## 別表

区分	給付する事由	給付金額
1 死亡	組合員の配偶者が死亡	10,000円
	組合員の子が死亡 (養子、継子、死産4ヶ月以上の子を含む)	10,000円
	組合員の親が死亡 (配偶者の親、養父、養母、継父、継母を含む)	5,000円
2 結婚	組合員本人が結婚	5,000円
3 出産	組合員本人及び配偶者が出産	5,000円
4 固有職員化 (注)	組合員本人が非正規職員から固有職員に転換	5,000円
5 無期雇用化 (注)	組合員本人が有期雇用職員から無期雇用へ転換	5,000円
6 組合加入	組合に加入して10年、20年、30年、40年、50年が経過	5,000円

(注) 正規職員化を前提に非正規職員として採用された場合、固有職員化、無期雇用化しても給付対象外 (2021年11月26日「第5回(拡大)本部執行委員会」にて確認)。

(改正)

第1回改正 = 2016年6月1日

第2回改正 = 2019年4月1日

第3回改正 = 2020年6月1日